

学生の方が安心して学校生活を送れるようにするためのお願い

学生納付特例事務法人制度の ご協力をお願いします

👉 学生納付特例制度

日本年金機構では、所得のない学生の方が、万が一の病気やケガで障害を負ってしまった場合でも保障が受けられるよう、ご本人の申請により保険料の納付が猶予され、障害や死亡に備えられる学生納付特例制度の普及、推進に努めております。

(障害基礎年金は、講義中やサークル活動中などの事故によるケガにも対応しております)

👉 学生納付特例事務法人制度のお願い

この学生納付特例制度について、学生の方がより手続きをやすくする観点から、大学等教育施設が学生の委託を受けて、申請の代行ができるようにしております。
(学生納付特例事務法人制度)

大学等教育施設におかれましては、学生の方が安心して学校生活を送れるよう、学生納付特例申請の代行のご協力をお願いいたします。

※ 大学等教育施設・・・大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校
(修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります)

学生納付特例事務法人制度の流れ

「国民年金保険料 学生納付特例申 請書」の受付

- 学生等からご提出いただいた「国民年金保険料学生納付特例申請書」(以下、「申請書」)について必要事項が記載されているか、添付書類がそろっているか確認※し、「申請書」及び「申請書」に添付されている「本人控」に受付印を押印します。
- 押印した「本人控」については本人にお渡しします。

国民年金保険料 学生納付特例申 請の代行

- 受付した「申請書」について、管轄の日本年金機構事務センター(以下「事務センター」)に提出します。
(事務センターで受付後、審査の結果を事務センターから直接ご本人あてに送付します)

事務手数料の 支払い

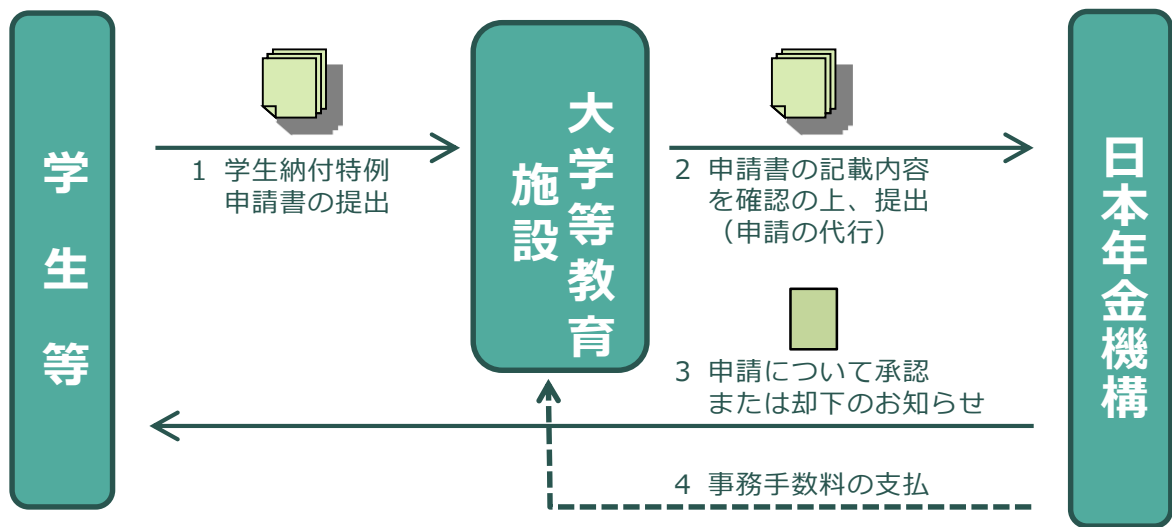
- 大学等教育施設からの報告に基づき、日本年金機構は大学等教育施設に対して代行していただいた事務手数料を支払います。
(1件当たり単価500円)

周知

- オリエンテーション等の機会を活用し、在学する学生等に対して代行事務を行っていることを周知します。
- また、可能な範囲で国民年金の制度について周知を行います。

※ 申請書にマイナンバー(個人番号)が記載されていた場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第16条に基づき、本人確認の措置(番号確認、身元(実存)確認)を実施します。

代行事務の流れの概略図



学生納付特例申請の代行事務にご協力いただける場合

- 学生納付特例の代行事務にご協力いただける場合、大学等教育施設の所在地の管轄の日本年金機構本部地域部（以下「機構本部地域部」）に申し込みをしていただくこととなります。
（大学等の所在地が複数箇所にあつた場合は、主たる所在地を管轄する機構本部地域部が管轄となります）
- 申し込み後、機構本部地域部とその管轄の厚生局にて審査を行い、その結果をお知らせするとともに、機構本部地域部と代行事務を行うことについての契約を結んでいただきます。
- 代行事務に必要な事務を定めた取扱要領や、学生等の方への周知用の資料については、日本年金機構側から提供いたします。

学生の方の年金権確保について、ぜひご協力をお願いいたします！

※ ご協力いただける場合のお手続きや代行事務の詳細につきましては、管轄の「機構本部地域部」までお問い合わせください。